

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
2. 都市自治体が取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化、市街地再開発事業等の都市再生関連施策については、その取組を推進するため、十分な財政措置を講じるなど積極的に支援すること。
3. 所有者不明土地の管理不全状態の解消を図るため、適切な財政措置を講じること。
4. 法定外公共物については、安全対策など維持管理費に係る財政措置を講じること。